



会計事務所より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

今回は、法人の保険契約についてご紹介させていただきます。法人が保険に加入すると、万が一の事故やトラブルに対応できるだけでなく、他にも様々なメリットが期待できます。以下、法人保険のメリット及び注意点を解説します。

法人保険のメリット

①利益の圧縮

法人保険の中には、支払った保険料の全部又は一部を損金計上することができるものがございます。損金として計上することができる金額は、保険の種類ごとに異なります。その事業年度の損金を増加し、利益を圧縮することで、節税効果を得ることができます。

②余剰資金としての蓄え

積立型の法人保険の場合、支払った保険料は節税対策になるだけでなく、同時に、財源確保にも役立てることができます。

会社を営んでいると急にまとまったお金が必要になる場合があります。このような場合に、積立型保険に加入していれば保険を解

約することにより、すぐにまとまった資金を手に入れることができます。また、積立型保険の場合、積み立てたお金を担保に、保険会社から借入れをすることができます。銀行だと融資の審査がありますが、保険の場合、審査はほとんどないため、より迅速に資金を得ることができます。

③退職金と併せた節税が可能

積立型の保険は、その積立部分を退職金に充てることができます。保険を解約した際には、その入金額が益金となり、法人税の課税対象となります。しかし、この入金額の中から退職金として支給することで、相応の損金を計上することができるため、税負担が減ります。また、個人側でも退職所得として受け取ることで、退職所得控除を適用できるため、所得税の負担が減ります。

法人保険の注意点

①保険料の支払額の継続性

保険を利用した節税は、多くの場合毎年一定額の保険料を支払わなければなりません。

このため、経営が苦しくなっても、契約により決められた保険料を支払う必要があります。

②解約返戻率について

積立型保険には解約返戻率がございます。この返戻率とは、解約の際に受け取る金額が、これまで支払った保険料に対して何%あるのかを示すもので、解約のタイミングによりその率が変わります。また、返戻率の変動の仕方は、保険商品によって異なります。従いまして、今後の会社の財政状態等を予測して、自社にあった保険を選ぶ必要があります。

おわりに

上記で述べたように、いくつかの注意点はありますが、法人保険には多くのメリットがあります。個人ではなく法人保険で保障をかけたほうが良いケースもあります。弊社は、経営状態等を考慮した上で、ベストな保険をご紹介しますので、興味のある方はぜひお気軽にご相談下さい。



社会保険労務士事務所より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

海外勤務者の安全管理に役立つ「たびレジ」サービス開始

サービス発足のきっかけ

最近、中国をはじめ東南アジア各国に進出する企業が増え、海外に赴任したり出張したりする従業員も増えていますが、それに伴い自然災害や暴動等、不慮の事故に巻き込まれてしまうケースも増えています。

2014年7月1日より外務省がサービスを開始した「たびレジ」は、「在留届」の提出を義務付けられていない3カ月未満の短期渡航者を対象にしたサービスで、2013年1月にアルジェリアで起こった人質拘束事件をきっかけに設けられました。

「在留届」とは？

外国に住所または居所を定めて3カ月以上滞在する場合、その住所または居所を管轄する日本の大使館または総領事館(以下、「在外公館」という)に、氏名、本籍、海外での住所、留守宅などの連絡先、旅券番号、同居家族(配

偶者、子供)などを記入した「在留届」の提出の義務付です。(旅券法16条)。

届出は、現地到着後、住所等が決まったら「在留届電子届出システム(ORRnet)」サイトから行うか、もしくは「在留届」用紙の持参、FAX、郵送により行います。

短期渡航者も、「在留届」を提出すれば緊急時に在外公館よりメールによる通報や迅速な援護が受けられますが、「たびレジ」では、出国前に専用サイトで所定の情報を登録しておくことで同様の効果が得られます。

利用方法は？

「たびレジ」サイトで旅行日程・滞在先等の情報や連絡を希望するメールアドレス等を登録しておく、登録したすべてのメールアドレスで滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡などを受け取ることができます。

本人以外に家族や職場のメールアドレスも登録できますので、緊急時に情報を共有することができて便利です(登録した情報は帰国

後1カ月で削除される)。

緊急事態発生時には連絡手段の確保が難しいこともありますので、今後、従業員が海外へ出張等する際にこのサービスを利用してみたいはいかがでしょうか。

仕事をしながら「健康づくり」

社内で体脂肪のチェック

内田洋行は、タニタとの共同開発により、歩数を測ったり体脂肪率をチェックしたりできる健康管理システムを開発したそうです。これは高精度な体組成計を設置したブースを社内に置き、社員の健康データをクラウドで管理するというものです。社内で体内年齢の若さのランキングを作成したりするなど、ソフト面の取組みも促すそうです。

立って使う机

通常より20～30cmほど高い机は、立って作業する機会が増え、短時間で集中して作業をするようになるそうです。



会社のトラブルQ&A

法律についての疑問にお答えします

Q 売主が登記に協力しなかったら？

当社は、自社ビルを建設するために新規に土地を購入し、売買代金も支払いました。ところが、土地所有者である売主が移転登記に協力してくれません。このままの状態では、土地が他人の所有物になってしまわないか不安です。どうすれば良いでしょうか。

A 登記を強制する方法がポイント

1. 所有権移転登記の効果

所有権は、原則として売買契約をもって売主から買主に移転します。しかし、所有権移転登記前に売主が第三者にその土地を二重に売却し、第三者名義での所有権移転登記がなされてしまうと、原則として、最初の買主は後の買主所有権を主張できず、結果、所有権の取得ができなくなります。

2. 登記申請と売買代金支払との関係

土地売買契約に基づく所有権移転登記申請は、売買代金の支払と同時に引換えの形で行われるのが一般的です。つまり、所有権移転登記申請を行うために売主として準備すべき書類の売主から買主への交付と、買主から売主への売買代金支払が同時履行として行われることとなります。

3. 原因と解決の方法

売主が登記に協力しないのは、売主が他にもっと有利な売却先を見つけて売却するため、買主への登記申請を遅らせている場合が考えられます。

そうすると、買主としては、①登記を強制する方法を模索する、②契約解除・損害賠償を求める、の2つから選ぶこととなります。

もっとも、売主に支払能力がない可能性もありますので、②は検討せず、以下では、①の登記を強制する方法について検討します。

4. 所有権移転登記を強制する方法

買主名義への所有権移転登記を求める場合、次の順序で行います。

ア…内容証明郵便で、期限を定めて買主名義への所有権移転登記申請を督促します。

イ…売主が督促に応じないときは、裁判所に対して、売主によるこの土地の処分を禁止する、「処分禁止の仮処分」を申し立てます。仮処分命令が発せられると、処分禁止の登記がなされます。また、売主が土地を第三者に占有させた場合に備え、同時に「占有移転禁止の仮処分」の申立てを行うことも検討しましょう。この段階で、売主が登記申請に応じること期待できません。

ウ…イでも売主が応じない場合は、裁判所に所有権移転登記請求訴訟を提起します。請求認容判決が確定すると、買主は単独で所有権移転登記を申請できる他、イの登記以後になされた第三者への所有権移転登記等の抹消登記も、買主が単独申請できます。

貴社においても、上記の順序で所有権移転登記を具備する形になります。

i お知らせ

夕留パートナーズ税理士法人の求人募集のお知らせ

現在、夕留パートナーズ税理士法人では国内部・国際部ともに以下の人材を募集しております。楽しく仕事がしたいと思っっている方や明るく元気で人と話すことが好きな方、大歓迎です。

【国内部】(4～6名)

- ①税理士試験受験生(正社員、アルバイト)
- ②事務局スタッフ(正社員、アルバイト)
- ③司法書士有資格者(正社員、アルバイト)

【国際部】(2～3名)

- ①海外進出コンサルタント(正社員)
- ②事務局スタッフ(アルバイト)

また、毎年夏の税理士試験後に行われる“資格の大原”や“TAC”主催の「就職面談会」にも参加いたします。多くの方々には弊事務所のブースへ来ていただければ幸いです。

大原就職面談会…8月9日(土)

TAC合同就職面談会…8月10日(日)

こちらでお会いできることを楽しみにしております。

尚、詳細につきましては先月号でもご連絡させていただきました“リクルートサイト”にも記載しておりますのでご覧いただければと思います。

【URL】 <http://www.recruit.shiodome.co.jp/>

8月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞ [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞ [労働基準監督署]

9月1日

- 個人事業税の納付＜第1期分＞ [郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第2期分＞ [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)
＜雇入れ・離職の翌月末日＞ [公共職業安定所]

発行所

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 夕留スペリアビル5階

誌面デザイン 赤星 ポテコ

夕留パートナーズグループ TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp>

URL: <http://akahoshi-poteco.com>

夕留パートナーズ株式会社・会計事務所・法律事務所・社会保険労務士事務所・海事法務事務所・行政書士事務所